

令和5年度 事業計画書

I 実施方針

新型コロナウイルス感染症の感染が、国内で初めて確認されてから 3 年以上が経過し、国民生活に大きな影響を与えた。さらに、令和 4 年 2 月 24 日にはロシアのウクライナ侵攻が始まり、世界経済に大きな混乱をもたらすこととなった。

この間、ワクチン接種の普及や医療関係者をはじめとする様々な方面の努力により、感染状況が好転し、経済活動も回復の兆しが見えてきている。

また、海外における感染状況も落ち着いてきており、海外からの入国についても徐々に制限が解除され、水際対策の緩和も進んできており、海外からの来日客が徐々に増加している。これに伴い、国内の様々な場面でインバウンド需要が増加することが期待されている。

一方、ロシアによるウクライナ侵攻は先行きが見通せず、有数の穀物輸出国である同国からの輸出量が減少しており、国際的にも不十分な在庫水準と相まって穀物価格は高止まっている。

畜産をめぐる情勢に目を移すと、コロナ禍やロシアのウクライナ侵攻により食料の供給網が混乱し、歴史的な円安もあり、飼料や燃油、化学肥料などの生産資材価格が高騰している。飼料価格高騰の根底には、地球温暖化に伴う気候変動による穀物の作況変動や、中国における畜産物需要の拡大に伴う飼料穀物の輸入量の増加という大きな流れがある。肥料についてもその原料の枯渇が懸念されている。このような状況を踏まえると、食料安全保障やカーボンニュートラルへの取組が重要となり、我が国畜産も過度な海外依存から脱却し、国内資源を最大限活用する持続的畜産へ転換していくことが求められている。

そのためにも、生産コストに見合った適切な価格形成がされるよう、消費者や流通関係者の理解醸成を図るための取組が重要である。また、経済変動に負けない畜産経営の育成に向け、土地利用集積を進め、自給飼料の生産基盤を拡大しトウモロコシや牧草などの生産増大を図ることが必要である。そして、稲わらや家畜たい肥など国内資源の有効活用、飼養衛生管理の高度化による生産コストの低減に取り組むことも大切なことである。

とくに酪農においては、飼料高の中で需給が緩和しており、需要に見合った生産に取り組むことが求められている。また、乳価については、生産コストを適切に反映したものとなるように関係者の努力が求められる。

家畜衛生についてみると、今シーズンは高病原性鳥インフルエンザが 10 月 28 日に 1 例目が発生し、3 月 6 日に 78 例目の発生が確認されている。これに伴い、1,500 万羽を超す鶏が殺処分され、鶏卵生産量が大きく減少したことから、飼料価格の高騰も相まって品不足や鶏卵価格の高騰を招いている。(3 月 7 日現在 1,570 万羽) また、豚熱についてはワクチンの接種により一時期

小康状態にあったものの、ワクチン接種農場での発生も見られている。これに加え、野生イノシシでの陽性も依然確認されている。さらに、中国や韓国など近隣諸国でアフリカ豚熱の発生が続いており、水際での対策強化はもとより、生産農場での飼養衛生管理基準の順守・徹底に取り組むことが必須である。さらに、安全な畜産物を消費者に届けるという観点からも、農場 HACCP 認証に取り組むことの重要性が一段と増している。

政府は 2030 年までに農林水産物・食品の輸出額を 5 兆円とする目標を掲げており、畜産物についても輸出拡大に向けた取組を強化している。関係者が一丸となって輸出拡大に向けた取組を推進することが必要である。特に、和牛肉は世界中で高く評価されており、引続き輸出拡大に向けて取組むとともに、国内の生産基盤を強化し、輸出拡大の成果が生産現場につながるよう取組むことが大切である。

このような状況の中、政府は令和 4 年度補正予算及び令和 5 年度当初予算において、配合飼料価格補填の対策をはじめ、国産チーズの競争力強化、国産肥料資源としての家畜たい肥の活用拡大、国産飼料の生産・利用拡大対策、畜産・酪農における環境負荷軽減対策など幅広い対策を講じている。

本会としても、全国の畜産会組織である地方会員、中央の畜産関係団体からなる中央会員、そして施設・機械メーカーを中心とした賛助会員と密接な連携のもと、畜産生産の大宗を占める家族経営を基本に畜産経営の健全な発展に向けた取組を進めていく。

特に、公益目的事業の柱である畜産経営に対する技術・経営の指導を基本として、総括畜産コンサルタントなど指導者の育成・確保を図り地域における指導体制の再構築の取組を進める。また、農場 HACCP 認証の推進により農場における高度な飼養衛生管理の確立を支援し、伝染性家畜疾病発生の予防に努めるとともに、安全性の高い畜産物生産を支援する。さらに、畜産クラスター事業、畜産 ICT 事業、酪農緊急パワーアップ事業の的確な実施により生産基盤強化を図る取組を引続き支援していく。

また、本会及び地方会員が畜産会組織として一体となって、地方競馬による畜産振興への寄与の周知などに取組むとともに、会員組織との連携強化に向け様々な情報の提供、相互の情報交換を推進していく。

Ⅱ 公益目的事業

ア 畜産農家に対する畜産経営・技術に係る支援・指導のための事業

1 畜産経営指導者の養成と優秀な指導者に対する資格の付与及び地域交流活動の支援

- ① 畜産農家の経営改善と発展を図るためには、各地に優秀な指導者が必要である。このような指導者を養成するため、各種専門知識を習得するための研修会を開催する。
- ② 優秀な指導者を対象に総括畜産コンサルタント資格試験を実施し、合格者に対して総括畜産コンサルタントの資格を付与する。
- ③ 都道府県段階の畜産経営支援活動をサポートするため、畜産に関する各分野の専門家で構成する中央畜産コンサルタント団を設置する。
- ④ 地方会員の総括畜産コンサルタント等を参集し、畜産経営に対する支援方針等の検討を行う。
- ⑤ 地方会員を対象に畜産経営に対する事業内容等について説明をするため中央打合会を開催する。
- ⑥ 全国から優秀な畜産経営を選定し、その経営実績等について発表を行う全国優良畜産経営管理技術発表会を開催し、優秀者を表彰する。
- ⑦ 地域の畜産生産者や畜産関係団体との連携強化の推進を行う。
- ⑧ 畜産経営者からの相談等に応じるため、全国に畜産経営相談窓口を設置する。
- ⑨ 畜産関係の電算処理業務及び畜産関係情報の提供等を実施する。

2 畜産環境保全活動の支援

経年劣化が進んでいる家畜排せつ物処理施設の長寿命化等を支援するため、家畜排せつ物の利活用や悪臭防止、排水処理等に係る調査・情報収集を行うとともに、調査に関する報告書を作成・配布し、畜産農家等の関係者への普及等を行う。

3 食品廃棄物の活用支援

未利用資源を活用した飼料を給与した家畜から得られた畜産物及びその加工食品を一定の基準を設けて「エコフィード利用畜産物」として認証する。

4 畜産振興の支援

畜産経営支援協議会、日本畜産物輸出促進協議会及び家畜衛生対策推進協議会が実施する畜産振興対策事業について、その活動を支援する。

5 牛肉輸出の取り組み支援

牛肉の一層の輸出促進を図るため、商標登録された和牛統一マークの使用承認や海外での商標登録の申請事務等を行う。

6 畜産経営・担い手支援

(1) 畜産に関わる仕事の理解促進事業

農業高校生や大学生など将来の畜産の担い手に、多種・多様にある畜産に関わる仕事のやりがいや魅力を伝えるため、畜産に関わる仕事の仕事紹介ガイドブックや仕事紹介映像資料等の作成、並びに畜産従事者等との交流会の開催等により人材の確保に繋げる。

(2) 映像を活用した畜産情報推進事業

畜産経営の収益性を高め、かつ多様な担い手の活躍の場を広げるとともに後継者を確保するため、優れた畜産物生産・経営技術や先進的な畜産物輸出促進活動等の映像情報を収集し、わかりやすく質の高い映像情報として作成・編集し、インターネット及びBSグリーンチャンネル放送等を活用し情報発信することで、持続的な畜産経営の育成及び消費者の畜産への理解醸成を図る。

(3) 肉用牛生産基盤強化等対策事業

肉用牛経営等への新規就農者や後継者の参入促進を図るため、農業高校生等を対象に肉用牛経営の仕事や飼養管理を理解してもらうための研修会を実施するとともに、研修用資料を配布して肉用牛に関わる仕事への理解促進を図り、将来の肉用牛生産業の担い手確保に繋げる。また、中核的担い手の育成に向けた経営管理や生産技術に関する研修会を開催し、今後の肉用牛生産基盤の維持・強化を図る。

(4) 家族経営における畜産DX推進事業

畜産経営における生産性の向上や労働負担の軽減等に向けて、ITやAI(人工知能)技術を活用した、畜産のデジタルトランスフォーメーション(畜産DX)を推進することが求められている。そのためには、畜産DX技術導入の経済的効果等の評価手法を確立し、家族経営における畜産DX技術の効率的な導入を支援することが重要であることから、畜産DX技術導入による労働負担軽減や所得向上に与える効果を調査し、導入効果

を評価することにより、家族経営における畜産 DX の推進を図るとともに、魅力ある家族経営の育成を図る。

イ 畜産経営資金の利子低減や家畜・畜産物の衛生対策等を通じて安定的な畜産経営の推進を図る事業

1 資金借入・返済の支援

畜産農家は生産構造上、多額の運転資金を必要とするが資金を借り受ける際には、適正な経営・資金計画の作成が求められることから、日本政策金融公庫資金の借受希望者や既に借受けている農家を対象に「経営・資金計画」や「経営改善計画」の策定支援等を日本政策金融公庫の委託により、地方会員と連携して実施する。

2 畜産動産担保の活用支援

(1) 畜産金融懇話会運営事業

畜産経営の現状や畜産経営に対する施策等を金融機関等に情報提供し、畜産経営の特異性と金融面からのサポートのあり方等についての理解醸成を図る。

(2) 畜産動産担保融資活用支援事業

畜産経営の維持・発展を図るために必要となる資金について、畜産動産担保融資(畜産 ABL)を利用できる環境整備を一層推進する必要があることから、普及に向けた課題解決のための検討、畜産 ABL 活用の実態調査及び事例の収集・蓄積、普及啓発のための研修会等を開催する。

3 借受資金償還等の支援

(1) 畜産特別支援資金融通事業

畜産特別資金の貸付けを行った融資機関に対する利子補給と貸付農家に対する経営指導等を行うとともに、家畜疾病経営維持資金の貸付けを行った融資機関に対する利子補給等を行う。

(2) 畜産経営体質強化資金対策事業

畜産経営体質強化支援資金の貸付けを行った融資機関に対する利子補給、及び乳用牛又は繁殖牛の計画的な増頭に必要な家畜の購入等のための資金の借入に係る債務を農業信用基金協会が保証した場合の保証料免除に対する助成を行う。

4 伝染病発生時の復興支援

(1) 家畜防疫互助基金支援事業（家畜防疫互助等推進事業）

口蹄疫、豚熱等の家畜伝染病が発生した場合に備え、地方会員の協力を得ながら、生産者等に対し本事業の普及、啓発活動等を推進するとともに、生産者と本会との間で家畜防疫互助基金への加入契約を締結し、納付された生産者積立金をもって家畜防疫互助基金を造成する。

(2) 家畜防疫互助基金支援事業（家畜防疫互助事業）

本事業に加入している農家に家畜伝染病が発生した場合には、生産者が自ら積立てた積立金(家畜防疫互助基金)と農畜産業振興機構からの補助金を2分の1ずつ拠出した互助金を交付し、発生農家の経営再開を支援する。

5 畜産・酪農の体質強化支援

改定された「TPP 等関連政策大綱」に即して畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトを推進していくため、畜産農家を始めとする関係者が連携する畜産クラスターの仕組みの活用等により、生産コストの削減、規模拡大、外部支援組織の活用、経営基盤継承の推進、肉用牛の増頭の奨励等、地域一体となって行う取組みを支援するため、基金を造成し実施する((1)及び(2)の事業)。

また、平成28年11月に政府の「農林水産業・地域の活力創造本部」で決定された「農業競争力強化プログラム」を受け、牛乳・乳製品の生産・流通等の改革を進める一環として、酪農家の「働き方の改革」を図るため、労働負担軽減及び飼養管理技術の高度化に資する機械装置の導入により生ずるゆとりを活用し、乳用後継牛の確保や後継者の確保及び飼養管理技術の高度化を図る取組みを実施する((3)及び(4)の事業)。

(1) 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(畜産クラスター事業)

- ① 中心的な経営体等の施設整備等に対する支援(施設整備事業)
- ② 中心的な経営体が機械装置を導入する場合に、畜産クラスター協議会又はリース事業者に対し当該機械装置の取得に必要な費用の一部に対する支援(機械導入事業)
- ③ 収益力の向上のための新たな取組みの成果の実証等に対する支援(調査・実証・推進事業)
- ④ 畜産クラスターによる取組みの全国的な推進を図るため、推進会議の開催、優良事例の調査、畜産クラスターコーディネーターの養成、畜産クラスター普及推進活動等の取組の実施(調査・実証・推進事業)
- ⑤ 後継者不在の経営と地域の担い手(新規就農等)のマッチングの取組

みを支援するとともに、経営資源を地域の担い手に円滑に継承するために必要な施設整備の支援(畜産経営基盤継承支援事業)

(2) 生産基盤拡大加速化事業(畜産クラスター事業)

牛肉の国内需要の増加への対応と輸出の一層の拡大を図るため、和牛の優良な繁殖雌牛を増頭する取組に対して増頭奨励金を交付する(生産基盤拡大加速化事業(肉用牛))。

(3) 畜産経営体生産性向上対策事業(ICT化等機械装置等導入事業)

畜産経営における労働負担軽減・省力化のための計画の策定や導入すべき ICT 関連機械等の選定を行う取組を支援するとともに、搾乳ロボット・発情発見装置等の ICT 関連機械等の導入を支援する。

(4) 酪農緊急パワーアップ事業

酪農労働における働き方改革の実現を一層加速化するため、酪農家の経営体質強化に資する先進的機器の導入と一体的な施設の整備等を支援する。

ウ 家畜・畜産物の衛生対策等に係る支援・指導のための事業

1 農場衛生対策の支援

(1) 家畜防疫・衛生指導対策事業

家畜伝染病の発生予防、まん延防止等を確実かつ効率的なものとするため、国家防疫措置に併せて、地域における防疫演習、慢性感染症対応、馬伝染性貧血防疫等の自衛防疫活動を推進するとともに、家畜衛生の向上と家畜・畜産物の安全性確保に重要な農場 HACCP 認証の推進に係る支援を総合的に実施する。さらに、農場 HACCP 認証をより充実させるため、国際基準に沿って、農場 HACCP に農場での労働衛生・環境等の概念を取り入れることについて検討する。

(2) 農場 HACCP 導入推進強化事業

生産農場における農場 HACCP への取組みの促進等を行う農場指導員を養成する研修等を実施する。

(3) 農場 HACCP 推進農場指定事業

農場 HACCP の基本となる飼養衛生管理基準を満たし、基本的な農場 HACCP の手法を理解し、その取組みを行っている農場を「農場 HACCP 推

進農場」として指定する。

(4) 農場 HACCP 認証事業

農場 HACCP 認証要領に基づき、農場の認証審査を実施する。

(5) 日本版畜産 GAP(家畜・畜産物)認証事業

JGAP(家畜・畜産物)認証審査要領に基づき、農場の認証審査を実施する。

(6) 地域養豚生産衛生向上対策支援事業

国内での豚熱の発生、隣国地域のアフリカ豚熱などの悪性伝染病の流行を踏まえ、養豚農場における衛生管理を徹底し、生産性を著しく阻害する PED、PRRS などの疾病の発生低減を図り、生産性を向上させることが喫緊の課題となっていることから、国内豚主要生産地域の農場を含む自衛防疫組織に対して防疫対策などに係る経費の助成を行い、これらの疾病発生の低減・防止を図る。

(7) 畜産 GAP 拡大推進加速化事業

日本版畜産 GAP の認証取得拡大を図るため、審査体制を強化するための審査員の増員等の取組、畜産 GAP の国際規格化に向けた協議等の取組、及びアニマルウェルフェアに配慮した飼養管理の普及拡大を図るための取組等に対する支援を行う。

(8) 養豚経営安定対策補完事業うち野外環境リスク低減対策

野生イノシシを介した豚熱のまん延防止を図るため、豚熱経口ワクチン導入全国協議会が行う経口ワクチンの導入・保管等の取組支援、都府県協議会が行う経口ワクチンの散布地点の選定・散布・回収に必要な実証の取組、ドローンや給餌器(ペイトステーション)等を活用した散布方法の省力化を図る取組等を支援する。

(9) 経口ワクチン散布技術効率化事業

豚熱経口ワクチン散布の高効率化に資するため、散布地点・散布方法選定の差異による影響を分析するために現状を把握するとともに、野生イノシシでの豚熱の発生状況に応じた散布地域・散布方法の選定技術の検証及びその技術の普及・定着を図るための映像資料の作成、説明会を実施する取組等を支援する。

2 馬の伝染病対策の支援

(1) 馬飼養衛生管理特別対策事業

競走馬以外の乗用馬・軽種馬の飼養衛生管理環境の整備を図るため、産業動物診療獣医師に対する馬飼養衛生管理に必要な感染症の知識や馬獣医療に係る知識・技術の習得のための講習会・臨床実習の開催、馬の健康手帳及び馬飼養衛生に係る普及啓発資料の作成・配布、地域における馬の飼養状況や衛生管理に関する実態調査を実施する。

(2) 馬伝染性疾病防疫推進対策事業

地域における馬の自衛防疫活動の強化を図るため、競走馬以外の乗用馬・重種馬等を対象に馬インフルエンザワクチンの接種を、繁殖牝馬を対象に馬鼻肺炎ワクチンの接種を推進する。また、生産地の競馬場入厩前の育成馬及び繁殖牝馬を対象に日本脳炎、破傷風、馬ゲタウイルス感染症及び馬インフルエンザ等のワクチンの接種を推進するとともに、馬インフルエンザや馬鼻肺炎のワクチンに関する普及啓発等の資料を作成・配布し、馬伝染性疾病の防疫推進を行う。

3 優秀な産業獣医師の確保支援

(1) 臨床獣医師防疫体制強化事業

口蹄疫やアフリカ豚熱等の特定疾病及びその他の感染症に対する防疫支援体制を強化するため、産業動物新規獣医師及び中堅獣医師を対象に研修会を実施するとともに、特定疾病による損耗防止等の防疫技術に関する普及啓発資料を作成・配布し、周知を図る。

(2) 獣医師養成確保修学資金給付事業

地域の産業動物獣医師への就業を志す獣医系大学への地域枠入学者・獣医学生等を対象に、入学試験合格後、大学入学前に大学へ納付する費用及び入学後に必要な費用を修学資金として給付する。

エ 家畜・畜産物の生産・流通・消費に関する調査・研究、情報提供、及び知識の普及・啓発を図る事業

1 食品残さの飼料化利用支援

飼料として活用が進んでいない食品産業残さ、農場残さ、稲わら等の資源の活用を図るため、各地域に存在する未利用資源の種類やこれらの資源を飼料として活用するための課題を調査するとともに、未利用資源を活用している事例を普及するためのセミナーを開催する。

2 畜産情報の提供

日本及び海外における畜産業に関する経営支援の取組みや生産技術、消費・流通に亘る幅広い情報を提供するため、次の取組み等を実施する。

(1) 出版事業

月刊誌「畜産コンサルタント」を毎月発行するほか、特別出版物・畜産手帳の刊行・頒布等を通じて、畜産生産者・関係者への的確な情報提供を行う。

(2) 電算処理事業

インターネット(畜産情報ネットワーク)を通じた情報提供や畜産特別資金利子補給等に係る電算処理等を行う。

(3) 畜産経営情報提供事業

畜産経営技術指導事業において得られた成果を広く普及するため、全国優良畜産経営管理技術発表会を開催し、表彰を行うとともに、優良な畜産経営・生産技術等の表彰事例について情報提供を行う。

(4) 国際養鶏養豚総合展開催事業

国際養鶏養豚総合展 2024 開催に向けた委員会等を開催し、事業実施内容の検討を行うとともに出展者募集等の取組を行う。

(5) 畜産教育支援

畜産経営技術指導事業

畜産の担い手を教育する農業高等学校及び農業大学校等に対して畜産教育の支援を行うため、教職員等を対象に農場 HACCP 指導員・審査員養成研修会を開催する。また、農場 HACCP の知識を修得した教職員等の指導により適切な飼養衛生管理を実践しているモデル農場を構築するため、農業高等学校及び農業大学校等において農場 HACCP 推進農場・認証農場の取得の取組を行う。

Ⅲ その他の事業（相互扶助等）

1 軽種馬経営等の支援

（1）軽種馬経営強化改善資金・軽種馬経営継承者借換資金融通事業

軽種馬生産経営を対象に既往負債の借り換えのための長期低利資金の供給に係る利子補給に関する帳票データ処理業務等を実施する。

（2）軽種馬経営高度化指導研修事業

軽種馬生産経営の産駒の生産費、収益性及び経営収支に関する生産地調査の実施、調査成果の活用普及のための研修会を開催する。

2 畜産振興の推進

（1）畜産振興基金事業

本会及び地方会員の畜産振興に従事する役職員に対する低利資金の貸付け等の福利厚生及び地方会員の運営に係る低利資金の貸付け等を実施する。

（2）地方会員活動支援事業

地方会員が実施する事業に関する活動支援及び地方会員との情報交換等を実施する。

3 衛生対策の連携

（1）競走馬防疫促進対策事業

競走馬の所有者を対象に組織的な衛生対策に関する自衛防疫の理解向上とワクチン接種の徹底を図る。

（2）農場 HACCP 認証協議会運営事業

農場 HACCP 認証協議会の事務局を運営する。

4 施設・機械部会の活動

（1）施設・機械部会運営事業

施設・機械部会会員に対する情報の収集・交換・提供等を実施する。

5 馬事畜産振興推進活動（馬事畜産振興協議会）

地方競馬の開催に合わせ畜産物の実証展示及び配布等、協議会が実施する地方競馬及び畜産の振興並びに畜産物の消費拡大を図る活動及び家畜に係る伝統行事についての情報収集等を支援する。

① 全国各地の地方競馬場において地域畜産物の配布等、競馬見学会の

開催、冠レースの実施等を行い、地方競馬による畜産振興への寄与等について周知を行う。

- ② 地方競馬主催者自らが競馬場来場者に対して地域畜産物を提供するための補助を行う。
- ③ 各種大規模イベントにおいて畜産フェアを開催し、地方競馬による畜産振興への寄与等について周知を行う。
- ④ 地方競馬の重賞レース等において優勝馬主、騎手等に対して地域畜産物の贈呈を行い、地方競馬における畜産振興への理解を求める。
- ⑤ 第 23 回 J B C 競走(大井競馬場・門別競馬場)開催を記念して、開催地の畜産物等を賞品にした W E B キャンペーンを行い、J B C 競走の宣伝、地方競馬の普及、畜産物の消費拡大等を図る。
- ⑥ 全国で開催される家畜に係わる伝統行事に対して、行事保存、開催支援を目的とした奨励金の交付を行う。

6 畜産関連先端設備の導入支援

経済産業省中小企業庁が進める「先端設備」等を導入する際に受けられる税制措置(法人税、所得税及び固定資産税の軽減措置)に係る証明書の発行業務を行う。

IV 会員相互の連携及び組織強化

1 会員相互の連携

- ① 会員相互の連絡調整を緊密に行う。特に、地方会員についてはブロック単位で開催される会議に本会役職員を積極的に派遣し、情報交換及び意思疎通を図る。
- ② 日本の畜産業の安定した振興を図るため、畜産関係団体等で組織化された「日本の畜産ネットワーク」の事務局として活動を行う。
- ③ 農林水産省が主催する「中央畜産技術研修」の講座に会員職員の受講幹旋を行う。
- ④ 全国各地で開催される共進会等催事への協賛・後援と賞状・副賞を授与する。

2 組織強化

- ① 全国畜産縦断いきいきネットワークなど生産者の組織化に取り組む。
- ② 業務改善を図るため、各種業務のシステム開発・改修・保守、データベース化の推進と情報の一元管理を構築する。また、情報セキュリティ対策の強化等を実施する。
- ③ 職員が幅広い知識を得ることや業務に対する意識向上等を図るため、研修等を通じ積極的な人材育成、強化を行う。
- ④ 事業量の増減等に柔軟に対応する組織人員体制の整備を図るとともに、計画的な新卒者の採用ができるよう努める。
- ⑤ コロナ禍においても積極的な業務の推進を行う。
- ⑥ 本会における SDGs に対する活動について検討を行う。